

11. 心地よさに包まれたまちに向けて

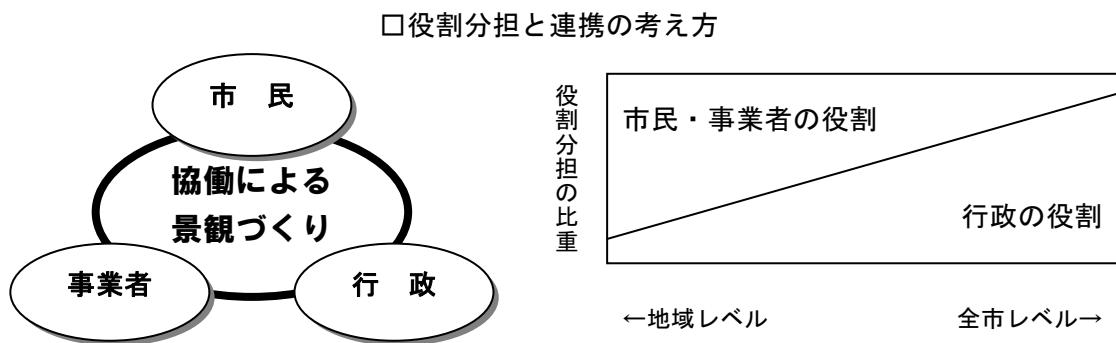
(1) 市民・事業者・行政の責務

良好な景観づくりは、市民・事業者・行政など本市の景観づくりに関わる全ての主体が適切な役割分担と連携のもとで、取り組んでいくことが不可欠となっています。

こうした各主体それぞれが息の長い取り組みを進めることにより、愛着と誇りの持てるまちの景観を育んでいく視点から、それぞれの役割分担と責務を次のように設定します。

①各主体の役割分担と連携

「身近な地域の景観づくりは市民が主体に」「市全体の景観づくりや地域間の調整は市が主体に」といった、市民・事業者と行政それぞれの役割分担を明確にした「協働による景観づくり」を基本とします。



②各主体の責務

【市民の責務】

○市民は、自然、歴史、文化や暮らしを映す、誇りある風景を守り・育み、次代に継承するため、自らが景観づくりの主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観づくりに努めなければならないものとします。

○景観が市民共有の財産であることを基本認識とし、市全体の良好な景観づくりを進めるために、市が実施する施策に協力しなければならないこととします。

【事業者の責務】

○事業者は、事業活動が景観づくりに大きな影響を与え、また、事業所の施設などが、景観の重要な要素であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観づくりに努めなければならないものとします。

○景観が市民共有の財産であることを基本認識とし、市全体の良好な景観づくりを進めるために、市が実施する施策に協力しなければならないこととします。

【市の責務】

○市は、良好な景観づくりを進めるための施策を総合的に策定し、計画的に実施するとともに、その実施にあたっては、景観法その他の法令による制度を積極的に活用し、施策の実効性を高めるように努めなければならないこととします。

- 分野横断的な連絡・調整の機能を強化し、その調整結果を踏まえて関連する各行政担当が景観を尊重した施策を推進し、良好な景観づくりの先導的な役割を果たさなければならないこととします。
- 良好な景観づくりに関わる施策の策定にあたっては、市民の意向を踏まえることに努めなければならないものとします。
- 市民・事業者の主体的な取り組みを促すため、景観に関わる知識の普及や、意識の高揚に関わる施策を実施するとともに、必要な支援策を講じることに努めなければならないこととします。

(2) 良好な景観の形成の推進体制

景観づくりの各主体がそれぞれの役割を果たし、協働することによって、効果的な景観づくりが進められるよう、次に示す組織体制の構築を検討します。

①景観担当の設置

景観に関わる関係課などとの連絡調整の強化や届出・審査の事務処理、市民及び事業者に対する行政窓口としての役割を担うため、景観行政を総合的に担当する組織の設置を検討します。

②庁内の推進体制の充実

景観計画を効果的に推進していくためには、世界遺産、都市計画、建築、環境など、様々な行政分野の総合的、一体的な取り組みが求められることから、連絡調整や情報交換の場となる「(仮称)富岡市景観計画推進調整会議」などの分野横断的な組織の設置により、庁内における推進体制を強化します。

③まちづくり活動の主体づくり

NPOやボランティア組織、地元組織など、様々な景観づくり組織の設立を促すとともに、これらのリーダーとなる担い手の育成を進めます。

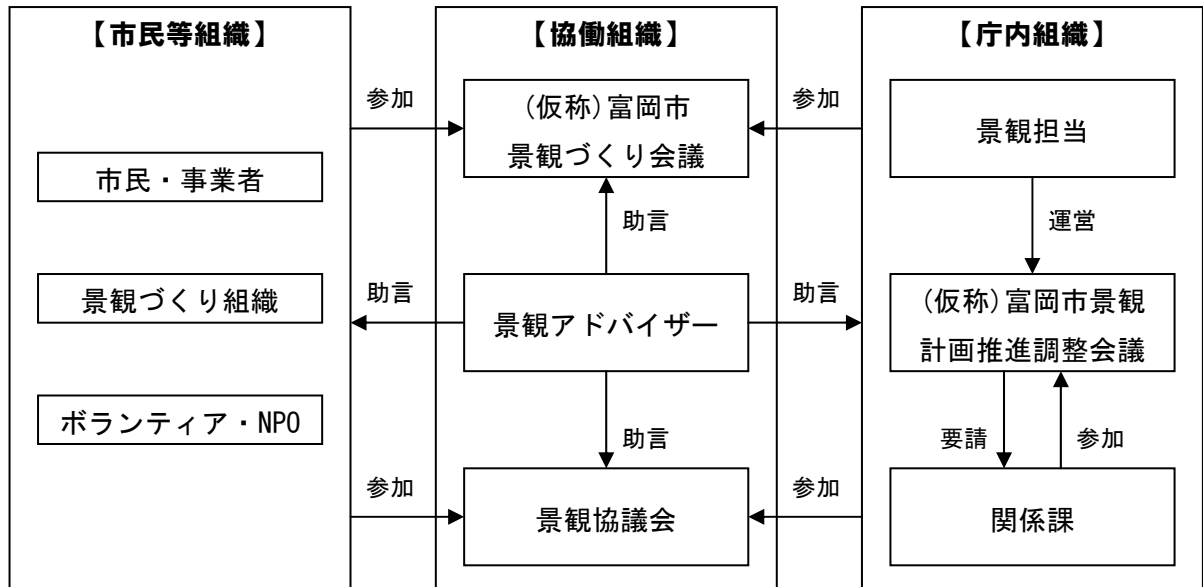
④景観施策の審議・協働の場の確保

景観形成基準への適合の審査や景観重要建造物・樹木の指定等手続など、景観施策に関わる重要事項を審議する役割を担うとともに、市民・事業者・行政による各主体の取り組みが、効果的に連携することが可能となる協働組織として、行政担当者や市民組織などの代表者で構成し、審議、連絡調整や情報交換の場となる「(仮称)富岡市景観づくり会議」を設置します。

⑤景観協議会の設置

富岡製糸場周辺など、良好な景観づくりを進める上で特に重要な地区や、行政及び地域住民、各種関係機関などによる一体的な取り組みが必要な地区の景観づくりを進めるため、景観法第15条に定める「景観協議会」の設置を検討します。

□景観づくりに関わる組織体制



⑥モニター制度の導入

景観計画や市景観条例及び屋外広告物条例などに基づく、景観づくりの実効性を高めるため、これらに適合しないおそれのある土地利用や建築物の建築などをモニタリングし、定期的に市景観担当に報告する市民モニターの設置を位置づけた制度の導入を検討します。

(3) 市民・事業者の主体的な取り組みの促進

市民の参加を促すためには、景観づくりに対する意識を高めていくと同時に、必要な情報を適切に公開した上で、景観形成上の課題、景観づくりの将来方向などを共有することが重要となっています。このため、次のような取り組みを進めることとします。

①景観計画の周知

景観づくりの将来方向などを市民・事業者・行政で共有するため、市ホームページなどでの公開、資料の配布などを通じ、景観計画を周知します。

また、文章による表現が中心となっている景観形成指針や景観形成基準の理解を助けるため、これらに沿った建築事例や具体例を示しながら、建築物の計画・設計の参考とする「色彩ガイドライン」や「景観づくりの手引き」などの作成を検討します。

- <周知方法の具体例>
- ・市ホームページや広報などでの公開
 - ・概要版リーフレットの配布
 - ・「色彩ガイドライン」「景観づくりの手引き」「景観形成基準の解説」などの作成の検討
 - ・建築物などの設計・施工事業者向けの資料の配布、説明会の実施

②景観づくりに関わる情報の提供

景観形成上の課題を共有するとともに、規制誘導に関わる制度の適用の必要性・効果などへの理解を促すため、必要となる情報の適切な提供に努めます。また、景観づくり組織・団体の活動内容や助成などの支援制度、景観づくりに関わる講演会や勉強会などの開催案内など、市民が主体となった景観づくりを支援する視点から有効な情報の提供を進めます。

<提供を検討する情報>

- ・景観形成基準の見直し案や景観地区、景観協定などの計画案
- ・景観づくり組織・団体の活動内容・状況
- ・景観づくり活動に関わる助成などの支援制度
- ・景観づくりに関わる講演会や勉強会などの開催概要
- ・景観重要建造物や景観重要樹木の指定に関わる手続き、方法

③景観づくりに対する意識の啓発

景観づくりは、市民一人ひとりが景観づくりの主体であることを認識し、行政との役割分担と連携が不可欠です。このため、景観シンポジウムの開催や学校教育や生涯学習の場における「景観づくり講座」の開催などにより、市民参加の必要性への理解を促すなど、景観づくりに対する意識を高めます。

<実施を検討する意識啓発策>

- ・景観シンポジウムの開催
- ・学校教育や生涯学習の場における「景観づくり講座」の開催

④景観アドバイザー制度の導入

建築物や工作物のデザイン・色彩、緑化などに関して指導や助言を行うため、「景観アドバイザー」を任命するとともに、市民への情報提供、景観協議会などへの派遣による技術的な助言の提供などを内容とする制度の導入を検討します。

<導入を検討する制度の内容>

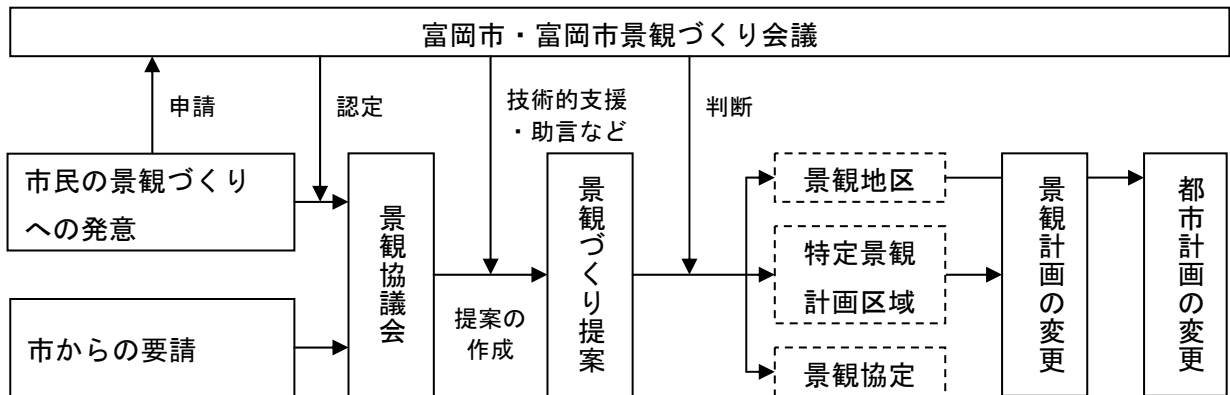
- ・景観アドバイザーの選任及び登録
- ・景観アドバイザーに関わる情報提供
- ・景観協議会などへの派遣を通じた技術的支援
- ・市民などの自主的な活動に対する景観アドバイザーの仲介

⑤景観づくり提案制度の確立

景観法第11条には、景観行政団体である市に対して、景観計画の変更を提案できることとなっており、また景観づくりに対する市民意識の成熟度に応じ、適宜、景観地区の決定(同第61条)や景観協定の締結(同第81条)、特定景観計画区域の指定など、より具体的な取り組みへの移行も可能となっています。

こうした、市民などの発意による主体的な提案を支援するため、景観計画提案を行おうとする組織の認定、活動に係る費用の助成や景観アドバイザーの派遣などによって、その取り組みを支援します。

□景観づくり提案制度のスキーム



⑥良好な景観の選定及び顕彰制度の導入

本市の良好な景観について共有財産としての認識を高め、景観への関心を醸成するため、保全・継承すべき景観を選定します。

また、市民や事業者による、主体的・積極的な景観づくり活動を促すため、本市の景観づくりに寄与する優れた建築物や街なみ、主体的で継続的な活動などを顕彰する制度や、景観形成指針及び景観形成基準に適合する建築物などを認定する制度などの制定を検討します。

<検討する制度などの内容>

- ・「富岡景観百選」「富岡八景」などの選定
- ・「優秀建築物賞」「街なみ大賞」「優良団体賞」などの顕彰制度
- ・景観形成指針及び景観形成基準に適合する建築物などの認定制度

⑦助成制度の導入

建築物の更新などによる良好な景観づくりを促すため、景観計画に準じた建築などの行為や困障の変更に対し、費用の一部補助や固定資産税などの減免などを内容とする助成制度のほか、奨励金の支給などの各種制度の導入を検討します。

また、市民などの積極的な景観づくりを支援するため、景観協議会などの景観づくりに関わる活動に対し、費用の一部を補助する助成制度の導入を検討します。

<検討する制度の内容>

- ・景観計画などに定める景観形成基準に準拠し、良好な景観づくりに寄与すると認められる建築等に対し、費用の一部を助成、固定資産税などの減免、奨励金の支給など
- ・コンクリートブロック塀からの転換などによる、困障の生垣化や板塀の設置などに対し、費用の一部を助成
- ・景観協議会などの景観づくりに関わる活動の費用の一部を助成

(4) 良好な景観づくりに向けた施策の展開方向

本市における景観づくりは緒についた段階にあり、今後、景観づくりの重要性や必要性などへの理解を深めながら、市民・事業者・行政の協働のもとで、息の長い取り組みが必要になります。また、一方では、富岡製糸場の世界遺産登録に向けたまちづくりなど、緊急性を持つ課題も少なくありません。本計画は、こうした本市の景観に関わる現状や課題を踏まえ、当面、取り組まなければならない施策に重点をおいたものとしています。

このため、景観の目標像の実現に向け、今後の景観施策展開の考え方を次のように設定します。

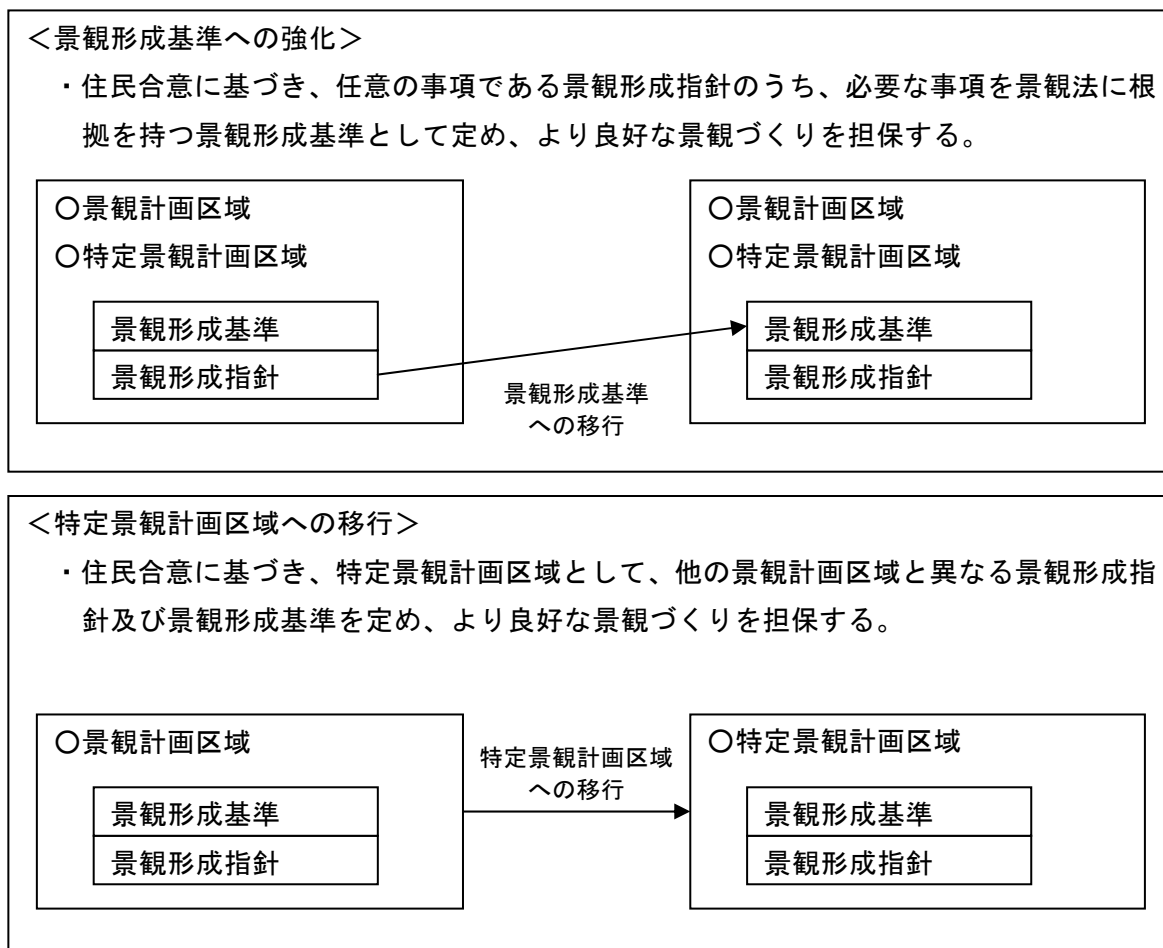
①景観計画の見直しの考え方

景観計画は、良好な景観づくりの方針など、景観施策の総合的な方向を示すものであると同時に、行為制限の基準を定めることにより、方針に基づく良好な景観づくりを担保する規制誘導の手段である側面を持っています。

本市における景観づくりは、市民などの理解と協力を仰ぎながら、協働のもとで進めることとしていることから、景観に対する意識の成熟度に応じた手段を講じていくことが必要と考えています。

このため、本市の景観計画は、市民発意による「景観協議会」など、市民参加による協議・検討を通じた合意事項が反映されていく、「成長する景観計画」として適宜変更するものとします。

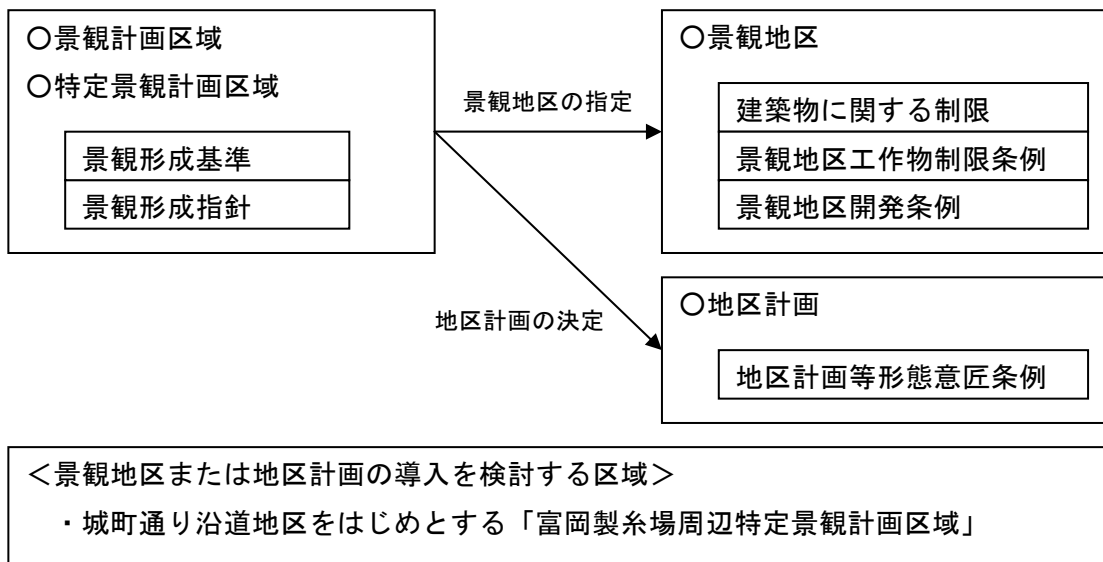
【景観計画の「成長」パターン】



②景観地区等の指定・決定

良好な景観づくりの実効性を高めるため、より担保性の高い「景観地区の指定」もしくは「地区計画の決定」に向けた検討を進めます。

特に、富岡製糸場周辺特定景観計画区域においては、住民との協議・合意形成を進めながら、積極的に、景観地区または地区計画の導入を検討することとします。



③景観協定の締結促進

景観協定は、景観形成基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細やかなルールを取り決めることが可能な制度です。このため、景観協議会などの市民参加による協議・検討を通じ、景観協定の締結を促進します。

また、景観協定とは別に、市民の自由な発想に基づく景観づくりを支援するために、独自の協定制度の創設についても検討します。

④都市計画法との連携

景観法は、良好な景観の形成を目的とするものとなっていますが、景観づくりの重要な要因である土地や建築物の利用などの私権に関わる制限は、都市計画法の運用が必要となります。このため、良好な景観づくりの方針を踏まえた都市計画の見直しを検討することとします。

- <検討する都市計画の見直し>
- ・ 国道254号富岡バイパス沿道などへの用途地域の指定
 - ・ 容積率の変更及び絶対高さを定める地区計画などの指定

⑤歴史的建造物等の除去に関わる届出・事前協議制度の導入

景観重要建造物や景観重要樹木として景観法に基づき維持・保全されるもの以外にも、市民に親しまれ、地域のランドマークとなっている歴史的建造物などが残されています。

これらについても、本市固有の景観を形成する重要な景観資源として「公共性」を有しているため、一定の区域を定め、その除去についての届出・事前協議を義務づける制度の導入を検討します。

また、保全の必要性に応じた「買い取り・斡旋」などの仕組みをあわせて検討します。

⑥施策展開の想定プログラム

景観計画に基づく景観づくりの施策展開については、次の想定プログラムに沿って進める予定です。

□景観づくりに関わる施策展開の想定プログラム

